

議案第 4 4 号

和光市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市印鑑条例の一部を改正する条例

和光市印鑑条例（昭和 5 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第 2 条 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。<u>以下「法」という。</u>）により市が備える住民基本台帳に記録されている者は 1 人 1 個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合は、次の各号のいずれかに該当する書類の提示により、市長は、<u>当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思によるものであることを確認したときは</u>、前項の方法を省略することができるものとする。</p> <p>(1) 官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書で<u>登録申請者本人の写真を貼付したもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(印鑑の登録制限)</p> <p>第 6 条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号の<u>いずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をしてはならない。</u></p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、<u>名、旧氏</u>（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号。以下「令」という。）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第 3 0 条の 1 6 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、<u>旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第 2 条 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）により<u>住民票</u>に記録されている者は、1 人 1 個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合において、次に掲げる書類の<u>うちのいずれかのものの提示によつて</u>、市長が当該登録申請者が、<u>本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであると認定したときは</u>、前項の方法を省略することができるものとする。</p> <p>(1) 官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書で本人の写真を<u>はつたもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(印鑑の登録制限)</p> <p>第 6 条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号の<u>一に該当するときは、印鑑の登録をすることができない。</u></p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので<u>表わしていないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名以外の事項を<u>表わしているもの</u></p>

- (3) (略)
- (4) 印影の大きさが、一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (5)・(6) (略)

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の者が、住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名による表記（以下「片仮名表記」という。）又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 住所
- (4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

(5) 出生年月日

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けた場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(登録証亡失の届出及び返納)

第9条 (略)

2 (略)

3 登録申請者又はその代理人は、第15条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、直ちに市長に対して登録証を返納するものとする。

(証明書)

第12条 証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) (略)
- (2) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

(3) 出生年月日

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けた場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

- (3) (略)
- (4) 印影の大きさが、一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (5)・(6) (略)

(印鑑登録原票)

第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 住所、氏名及び出生年月日

(登録証亡失の届出及び返納)

第9条 (略)

2 (略)

3 登録申請者又はその代理人は、第15条第1項各号の一に該当する事由が生じたときは、直ちに市長に対して登録証を返納するものとする。

(証明書)

第12条 証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) (略)
- (2) 氏名

(3) 出生の年月日

2～4（略）

（登録事項の修正及び変更）

第14条 市長は、法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、次条の規定により印鑑の登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正することができる。

2（略）

（登録の抹消）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4)（略）

(5) 登録者の氏（氏に変更があった者にあつては住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）により、登録されている印鑑が第6条第1項第1号に該当することになったとき。

(6) 印鑑の登録を受けている外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

(7) 前各号に掲げるもののほか、登録を抹消すべき事由が生じたと市長が認めたとき。

2 市長は、前項第5号及び第7号により職権で当該登録者の登録を抹消したときは、本人に通知するものとする。

2～4（略）

（登録事項の修正及び変更）

第14条 市長は、住民基本台帳法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知つたときは、次条の規定により印鑑の登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正することができる。

2（略）

（登録の抹消）

第15条 市長は、登録者が、次の各号の一に該当するときは、当該印鑑の登録の抹消をしなければならない。

(1)～(4)（略）

(5) 氏又は名の変更により、登録されている印鑑が第6条第1号に該当することになったとき。

(6) その他市長が抹消すべき事由が生じたと認めたとき。

2 市長は、前項第5号及び第6号により職権で当該登録者の登録を抹消したときは、本人に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

令和元年9月5日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

印鑑登録に伴う旧氏対応等について関係条項を整備したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。